

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百八十六号

平成二十五年埼玉県告示第四百六十七号（埼玉県の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関について）の一部を次のように改正し、令和三年一月一日から施行する。

令和二年十二月二十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

収納代理金融機関の表株式会社第四銀行の項中「株式会社第四銀行」を「株式会社第四北越銀行」に改め、同表株式会社北越銀行の項を削る。